

重度訪問介護事業所
特定相談支援事業所 各位

健康福祉局障害自立支援課長

重度訪問介護の適切な運用について

日頃より、横浜市の障害福祉行政にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、厚生労働省から令和 3 年 3 月 12 日に、障害保健福祉関係主管課長会議資料において、「重度訪問介護は、介護保険の訪問介護と違い、見守り等を含む比較的長時間にわたる支援を想定しているものであることから、利用者一人ひとりの障害の状態、その他の心身の状況及び利用意向等を踏まえて適切な運用及び支給量の設定を行うこと。なお、「指定訪問介護事業所の事業運営の取扱等について」（平成12年11月16日付老振第76号）は、重度訪問介護には適用または準用されないことに留意されたい。」と、改めてその運用について示されているところです。

そのため、重度訪問介護事業所及び特定相談支援事業所におかれましては、介護保険を根拠に一律にサービス内容を制限することないように、改めて自事業所内での解釈及び対応についてご確認いただくとともに、従事者に対し、適切な対応につき周知徹底いただきますようお願いいたします。

また、上記内容が改めて示されたことに伴い、「ホームヘルプ（訪問系サービス）ガイドヘルプ（移動支援）利用の手引き」及び「横浜市障害者ヘルパー事業所『運営ガイド』」の構成及び表現の一部を変更いたしましたので、併せてご確認お願い致します。

健康福祉局障害自立支援課居宅サービス担当

担当： 中西

TEL：671-2402 FAX：671-3566

(別紙)

厚生労働省ホームページ「障害福祉関係会議資料について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai Shahukushi/kaigi_shiryou/index.html

令和3年3月12日：主管課長会議資料

(5) 障害福祉課/地域生活支援推進室/障害児・発達障害者支援室

資料5-2 (P173~P247) [PDF形式：6,493KB]内、P253 (PDF63枚目)、P245~P247 (PDFの73枚目~75枚目)

(P253 (PDF63枚目) の抜粋)

(エ) 重度訪問介護は、比較的長時間にわたり、日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援とともに、身体介護等を総合的かつ継続的に提供するサービスであるが、利用者から「日常生活に生じる様々な介護の事態に対応する見守りを含むサービスを希望しているにもかかわらず、見守りを除いた身体介護や家事援助に必要な時間分のみしか重度訪問介護として支給決定を受けられない。介護保険を参考に一律にサービス内容を制限されている。」といった声が寄せられているところである。

重度訪問介護は、介護保険の訪問介護と違い、見守り等を含む比較的長時間にわたる支援を想定している者であることから、利用者一人ひとりの障害の状態、その他の心身の状況及び利用意向等を踏まえて適切な運用及び支給量の設定を行うこと。

なお、「指定訪問介護事業所の事業運営の取扱等について」(平成12年11月16日付老振第76号)は、重度訪問介護には適用または準用されないことに留意されたい。

また、深夜帯に利用者が就寝している時間帯の体位交換、排泄介助、寝具のかけ直しや見守りなどの支援にかかる時間についても、医療的ケアの有無だけではなく、利用者一人ひとりの事情を踏まえて適切な支給決定を行うよう、管内市町村へ周知されたい。